

# 滝上町からのお知らせ（4月26日現在）

## 新型コロナウイルス感染症対策について

4月23日（金）、政府は、新型コロナウイルス変異株の感染拡大を受け、東京都・大阪府・京都府・兵庫県を対象に、4月25日（日）から5月11日（火）までを期間とする緊急事態宣言を発出しました。これにより、対象地域との往来自粛が要請されていますので、町民・事業者の皆さまには、ご協力をお願いいたします。

また、北海道は、札幌市内を中心に新型コロナウイルス変異株の感染が拡大し、医療体制がひっ迫している状況を受け、札幌市内において人と人との接触を徹底的に控えることとし、以下のとおり期間を限定し、『ゴールデンウィーク特別対策』への協力を北海道全体に対して要請しています。

大型連休中は、帰省等による移動が増えることと思いますが、町民の皆さまには、感染防止行動の実践・徹底にご協力くださいますようお願いいたします。

### ゴールデンウィーク特別対策

◆期間 4月24日（土）～5月11日（火）

道民全体

- ・札幌市との往来自粛
- ・札幌市内における外出自粛  
※ 通院・生活必需品の買い出し・出勤・運動など、生活の維持に必要な場合を除きます。
- ・札幌市内における同居家族以外との飲食自粛

札幌市内の事業所・公共施設・学校

- ・飲食店（飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等）の時短営業※4月27日（火）～  
※ 酒類提供時間：午前5時～午後8時  
※ 営業時間：午前5時～午後9時
- ・大規模な集客施設では、マスク着用・手指消毒の徹底
- ・テレワークや時差出勤を徹底
- ・道立、市立の公共施設の一部夜間休館や利用制限
- ・学校教育活動、学生寮における感染防止対策の徹底
- ・部活動の原則休止
- ・大学等ではオンラインやクラスを分割した授業

※上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく北海道対策本部長からの協力要請です。  
※北海道独自の警戒ステージは3のまま、札幌市を対象に警戒ステージ4に相当する強い措置を講じるものです。

上記のほか、以下についても北海道から協力要請が出されていますので、感染防止対策にご協力下さい。

- ・まん延防止等重点措置対象地域（宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県）との往来自粛
- ・外出自粛など行動制限が要請されている地域（山形県、群馬県、長野県、徳島県）との往来自粛
- ・飲食の場面における『黙食』の実践  
（4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）
- ・新北海道スタイル実践店舗の利用
- ・基本的な感染防止行動（マスクの着用、手指消毒の徹底、三密回避）の徹底

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部 感染症対策部（保健福祉課） ☎29-2111(216・234)

裏面もご覧ください